



多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野

習志野市

令和8年8月31日

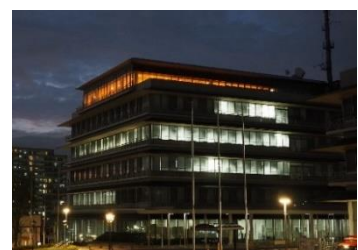
認知症月間、手話言語の国際デー及び手話の日に シンボルカラーで市役所をライトアップ

本市では、9月の認知症月間、手話言語の国際デー及び手話の日に合わせ、それぞれのシンボルカラーを使ってさまざまな啓発活動を行います。

	認知症月間 (オレンジ)	手話言語の国際デー 及び手話の日(青)
市章をシンボルカラーにした 市旗の掲揚	9月1日(火)～21日(月祝)	9月22日(火祝)～23日(水祝)
市庁舎ライトアップ	各日午後6時～9時	各日午後5時30分～10時
市役所ハミング階段及び1階 展示スペースの装飾	9月1日(火)～18日(金)	

認知症月間

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和6年1月施行)により、9月21日が「認知症の日」、9月が「認知症月間」として法律上に位置づけられました。認知症とともに生きられる社会を目指し、行政・地域・市民が一体となって取り組みを進めています。



手話言語の国際デー及び手話の日

平成29年に国連総会で毎年9月23日を「手話言語の国際デー」と定めることを決議。国内においても、令和7年制定の「手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)」により、毎年9月23日が「手話の日」と定められました。手話の普及や理解促進を図り、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会の実現を推進します。



問合せ先

《認知症月間》

健康福祉部 高齢者支援課

電話:047-407-4560

《手話言語の国際デー、手話の日》

健康福祉部 障がい福祉課

電話:047-453-9206